○法務省告示第五百七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア西オーストラリア州において弁護士の資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十二月十九日

法務大臣　上川　陽子

氏名　ピーター・ベン・キャシディー

生年月日　千九百八十一年八月十三日

○法務省告示第五百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア西オーストラリア州において弁護士の資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十二月十九日

法務大臣　上川　陽子

氏名　シェーン・クリストファー・コナティ

生年月日　千九百七十四年十二月十八日

○法務省告示第五百八十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア西オーストラリア州において弁護士の資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十二月十九日

法務大臣　上川　陽子

氏名　ピーター・ベン・キャシディー

生年月日　千九百八十一年八月十三日

○外務省告示第四百十八号

平成二十九年十二月六日にタシケントで、タシケント情報技術大学メディア訓練センター機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　タシケント情報技術大学メディア訓練センター機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億八千七百九十万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年四月三十日

4　署名者

日本側	大伊藤　伸彰在ウズベキスタン
ウズベキスタン側	エアシム・アフメドハジャーエフ国家投資委員会委員長

平成二十九年十二月十九日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第三百五十六号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成二十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである場合には当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第1　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　全般的な事項 1　（略） 2　第三期医療費適正化計画における目標 （略） 上記に加え、第二期医療費適正化計画の計画期間では、後発医薬品の使用促進に係る目標を位置付けてきた。後発医薬品の使用促進については、これまで、平成25年４月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、平成30年３月末までに、後発医薬品の使用割合を60％以上とすることを目標として取組を推進してきた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、経済・財政再生計画において、平成29年央に70％以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80％以上とする新たな目標が位置付けられた。そして、この80％以上とする目標の具体的な達成時期については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年６月９日閣議決定）において、平成32年９月までとされたところである。こうした動きを踏まえ、第三期医療費適正化計画の計画期間においては、都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となって、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。 （略） 3～5　（略） 二　計画の内容に関する基本的事項 1　住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項 第三期都道府県医療費適正化計画における「住民の健康の保持の推進」に関する目標としては、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。 これらの目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。 (1)・(2)　（略） (3)　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標 ①　基本的な数値目標 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率をいう。以下この①において同じ。）に関する各都道府県の目標値は、平成20年度と比べた、平成35年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予	第1　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一　全般的な事項 1　（略） 2　第三期医療費適正化計画における目標 （略） 上記に加え、第二期医療費適正化計画の計画期間では、後発医薬品の使用促進に係る目標を位置付けてきた。後発医薬品の使用促進については、これまで、平成25年４月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、平成30年３月末までに、後発医薬品の使用割合を60％以上とすることを目標として取組を推進してきた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、経済・財政再生計画において、平成29年央に70％以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80％以上とする新たな目標が位置付けられたところである。こうした動きを踏まえ、第三期医療費適正化計画の計画期間においては、都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となって、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。 （略） 3～5　（略） 二　計画の内容に関する基本的事項 1　住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項 第三期都道府県医療費適正化計画における「住民の健康の保持の推進」に関する目標としては、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。 これらの目標については、第５に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。 (1)・(2)　（略） (3)　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する各都道府県の目標値は、平成20年度と比べた、平成35年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予